随意契約結果(物品等) 第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	鶴町南公園ほか10公園 遊具修繕	設備修繕	日都産業㈱	1,288,440	1月7日	2号	G 3	_
2	沢之町公園遊具修繕(その2)	設備修繕	㈱サカエ	1,119,960	1月7日	2号	G 3	_
3	泉尾上公園ほか6 公園遊具修繕	設備修繕	㈱二シオカ	1,508,112	1月7日	2号	G 3	_
4	南部方面管理事務 所 C 倉庫修繕(緊急)	建物修繕	㈱誠廣	1,209,600	1月7日	5号	G 1 7	_
5	黒崎町公園複合遊具修繕	設備修繕	㈱コトブキ	1,521,720	1月15日	2号	G 3	_
6	東高津公園複合遊具修繕	設備修繕	内田工業㈱	1,068,660	1月17日	2号	G 3	_
7	御幸森第2公園ほか1公 園複合遊具修繕	設備修繕	(株)ラスコジャパ ン	1,442,880	1月17日	2号	G 3	_
8	大今里ふれあい公園ほか5公園複合遊具修繕	設備修繕	㈱コトブキ	1,920,240	1月22日	2号	G 3	_
9	東田辺さくら公園ほか2 公園遊具修繕	設備修繕	㈱コトブキ	1,813,320	1月22日	2号	G 3	_
10	御幸森公園ほか2公園防球柵ネット 修繕(緊急)	設備修繕	山王商事㈱	1,117,378	1月16日	5号	G 2 3	_

随意契約結果(物品等) 第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> (<u>随意契約理由番号)</u>	WTO
11	桃谷公園複合遊具修繕	設備修繕	(株)コンパスサー ビス	1,601,100	2月19日	2号	G 3	_
12	駐車場共通回数券ほか 2点(その3)印刷	08特殊印刷	アマノ(株)大 阪支店	1,542,240	2月13日	2号	G 3	_
13	桜之宮公園内浮桟橋修 繕	設備修繕 	ゼニヤ海洋サー ビス㈱	1,998,000	2月20日	2号	G 3	_
14	天王寺動物園コアラ舎自 家用発電設備修繕(緊 急)	設備修繕	ヤンマーエネル ギーシステム(株)	1,188,000	2月20日	2号及び5号	G 3 及びG 3 2	_
15	城北公園内菖蒲園展示場 瓦屋根ほか1箇所及び人 工竹垣修繕(緊急)	建物修繕	㈱結城工務店	1,946,953	2月27日	5号	G 1 7	_
16	焼野南さくら公園シェルター屋根ほか2公園修繕 (緊急)		㈱アディックス	1,998,000	2月4日	5号	G 1 7	_
17	城北公園内園路手すりほ かフェンス修繕(緊急)	設備修繕	北川組 北川博	1,252,800	2月20日	5号	G 2 3	_
18	桜之宮公園内藤田邸跡あず まや屋根修繕(緊急)	建物修繕	中村工務店㈱	1,998,000	3月1日	5号	G 1 7	_
19	渡船場待合所修繕 (緊急)	建物修繕	㈱誠廣	1,998,000	3月1日	5号	G 1 7	_

1 修繕名称

鶴町南公園ほか10公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、港区・大正区・西成区内に設置している幼児用ブランコ・児童用ブランコの鎖、スイング遊具の本体部分、健康遊具の基部において、それぞれの利用頻度が高く磨耗損傷している状態である。今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 八幡屋公園事務所

1 修繕名称

沢之町公園遊具修繕(その2)

2 契約相手方

株式会社 サカエ

3 随意契約理由

本件は、沢之町公園に設置しているザイルクライマーのネット(2基)部分に磨耗損傷がある。今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

1 修繕名称

泉尾上公園ほか6公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社ニシオカ

3 随意契約理由

本件は、大正区・港区内に設置している児童用滑り台・複合遊具について、台風 21 号の影響で発生した倒木により上記公園遊具の滑降部側板、〇×パネルがそれぞれ破損している状態である。また西成区内に設置している2連ブランコの座板本体と鎖部分、幼児用ブランコの座板と鎖を連結している部分、複合遊具の・パネル部分が経年劣化により磨耗損傷している。また、幼児用滑り台の滑降部裏面の塗装が剥がれ部分的に腐食している。今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、 また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を 持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 八幡屋公園事務所

- 1 案件名称
 - 南部方面管理事務所 C 倉庫修繕 (緊急)
- 契約の相手方 株式会社 誠廣
- 3 随意契約理由

本修繕は、当管理事務所管理課工事担当が書庫として使用しているC倉庫屋根及び外壁のスレート波板に亀裂等が生じ、降雨時には雨漏りし、工事関係書類が濡れている事が判明したものである。このままでは、電気設備や建物の躯体にも被害がおよぶ恐れがある。

また、C倉庫屋根及び外壁のスレート波板にはアスベストが含有している可能性が非常に高く、破損個所をこのまま放置すると本市施設内または、近隣に微量ではあるがアスベストが飛散し職員及び一般市民がアスベストを吸い込んでしまう危険性があるため早急に破損個所のみの修繕をする必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築 工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応で きる上記業者に随意契約を依頼するものである。

- 4 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号
- 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 管理課

- 1 修繕名称 黒崎町公園複合遊具修繕
- 2 契約相手方 株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、黒埼町公園に設置している複合遊具が台風 21 号による倒木の影響を受け、 ルーフ及び支柱等が破損したため、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要が あることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。 また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証 を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

扇町公園事務所